

道路パトロール業務委託仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する道路パトロール業務（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第 2 条 この業務は、徳島県が管理する一般国道及び県道（以下「道路」という。）の現状を把握し、道路の異常、不法占用等に対して適切な措置を講じるとともに、道路管理上必要な情報を収集することにより、道路を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保することを目的とする。

(業務内容)

第 3 条 乙は別途特記仕様書で定める路線について、以下に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 道路パトロールの実施
- (2) 道路の状況把握と異常の発見、緊急を要する異常箇所の応急措置
- (3) 各種情報収集（住民からの情報等）
- (4) 実施結果の報告
- (5) その他、甲の指示するもの

(道路パトロール体制)

第 4 条 道路パトロールは、原則として自動車を用いて班体制で実施するものとし、道路パトロール要員 2 名を 1 班とし編成するものとする。ただし、運転手はパトロール要員に含むものとする。

2 前項の班員のうち 1 名以上は、以下の何れかの資格または経験を有するものであること

- ・一級もしくは二級土木施工管理技士
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務において 1 件以上の実績を有する者
- ・土木一式工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
- ・公共土木施設の測量又は設計業務に関し 3 年以上の実務経験を有する者
- ・道路又は河川に関する技術的な行政経験を 10 年以上経験している者

3 第 1 項の班員のうち、運転手については以下の要件を満たす者であること。

- ・第 1 種普通以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が 2 年以上であること
- ・過去 2 年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。
- ・過去 2 年以内に重大な交通違反（免許停止を伴うもの）をしていないこと。

4 パトロール要員は、交代員を含め複数名とすることができる。

(業務管理責任者)

第5条 乙は、委託業務の実施責任者として業務管理責任者を選任し、甲に通知しなければならない。

2 業務管理責任者は、以下の資格を有するものであること。

・測量士

3 乙は、業務管理責任者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。

4 乙は、業務管理責任者と乙との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提示しなければならない。

5 業務管理責任者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員を指導、監督しなければならない。

6 業務管理責任者は、毎月1回監督員に業務全般に関する状況報告を行うとともに、業務の実施方針に関して監督員と下記に掲げる事項について打合せを行うものとする。また、打合せ結果を様式1により相互確認するものとする。

(1) 業務履行状況の確認

(2) 道路パトロール実施計画

(3) その他、業務実施上、必要となる事項

(実施計画書)

第6条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、道路パトロールに関する実施計画書を作成し、甲に提出し、当該計画に従って道路パトロールを実施するものとする。

(1) 委託契約の締結後、速やかに「パトロール計画書(様式2)」及び「組織表及び連絡体制表(様式3)」を作成し、監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

(2) 乙は、毎月、月ごとの「道路パトロール実施計画書(様式4)」を作成し、毎月25日までに翌月分を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

(3) 当該実施計画に関わらず、監督員が異常気象等により道路パトロールの実施が困難と判断した場合はこの限りではない。

(パトロールに使用する車両)

第7条 パトロールに使用する車両は、甲が貸与する所定の車両を使用するものとする。

2 車両の貸与についての詳細は、別に定める「徳島県公共土木施設維持管理業務委託に係る県有車両の貸付要領」に基づくものとする。

3 自動車保険料については、任意自動車保険料の契約額に応じて変更契約を行うものとする。

4 甲が貸与する自動車で、乙が交通事故等を起こした場合は、全て乙において処理しなければならない。甲は一切の責を負わないものとする。

5 乙は、車両使用簿により、毎日車両の使用状況を甲に報告すること。

(道路パトロールの種類及び定義)

第8条 道路パトロールの種類は、平常時パトロール、異常時パトロール、定期パトロールとし、その定義は以下のとおりとする。

(1) 平常時パトロール 平常時における道路の状況及び道路交通の安全性について点検する

昼間パトロール及び夜間パトロールをいう。

(2) 異常時パトロール 豪雨、地震等の異常気象が生じたときに危険の予想される箇所の点検及び災害発生の概況と道路交通に及ぼす影響等を把握するために行うパトロールをいう。

(3) 定期パトロール 主要な構造物、道路防災総点検による防災カルテ作成箇所について定期的に破損・変形・老朽度・機能効果等の状況を把握するために行うパトロールをいう。

2 この業務で対象とするパトロールは、平常時パトロール（夜間パトロールは除く）、異常時パトロール及び定期パトロールとする。

（道路パトロールの内容）

第9条 平常時パトロールは、以下の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は、徒歩により行うものとする。

- (1) 路面の状況
- (2) 路肩、路側の状況
- (3) 法面の状況
- (4) 排水施設の状況
- (5) 擁壁の状況
- (6) 交通安全施設の状況
- (7) 街路樹、植樹帯の状況
- (8) 橋りょうの状況
- (9) トンネルの状況
- (10) 歩道の状況
- (11) 道路工事等の施工箇所における保安施設・交通処理状況
- (12) 道路の占用の状況等
- (13) 道路隣接地における工事の状況
- (14) その他

2 異常時パトロールは、本条第1項に準じるが、異常事象に応じて適宜重点項目を定め、車両内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。

3 定期パトロールは、橋梁・トンネル等の主要構造物について細部の状況、あるいは損傷状況、落石危険箇所の状況を把握するため徒歩により実施する。

（道路パトロールの実施）

第10条 道路パトロールは以下の各号に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 乙は、原則として実施計画書により、道路パトロールを実施しなければならない。
ただし、監督員から指示を受けた場合は、この限りでない。

(2) 道路パトロール（始業時連絡、終業時報告を含む。）は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（1月2日、3日及び12月29日から31日まで）を除いた日に実施するものとし、8時30分から17時15分までの範囲内で実施することを原則とする。ただし異常時パトロール及び年末年始期間の事前に監督員から指示された日のパトロールはこの限りでない。

- (3) パトロール実施日は監督員に、パトロールの出発及び終了の報告を行うものとする。
- (4) 道路パトロール頻度は、原則として1路線につき週1回以上とする。
- (5) 定期パトロール頻度は、平常時パトロールの頻度に支障の無い範囲で行うものとし、年1回程度とする。ただし、実施箇所は、監督員と協議し決定するものとする。
- (6) 契約期間内に貸与する車両の車検等及び故障が発生した場合には、乙の所有する車両によりパトロールを行うものとする。ただし、期間が長期にわたる場合は、甲乙協議によるものとする。なお、パトロール回数に変更が生じた場合は変更対象とする。
- (7) 異常気象等により、業務履行不可能な時事が生じた場合、道路パトロールを中止する。その中止期間にあたる道路パトロール回数については変更対象とする。

(道路パトロール中の措置)

第11条 乙は、道路パトロール中に、道路に異常を発見した場合は、以下の各号に掲げる措置を行うとともに、甲に報告するものとする。

- (1) 道路の損傷等一般交通に支障を与えると判断されるものについては、応急措置を講じ、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。なお、応急措置を行うことが困難なものについては、監督員に電話等で速やかに報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 道路に対する不法行為等を発見した場合は、監督員に電話等で報告するとともに状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。
- (3) 道路工事等で、一般交通等に支障があると判断される場合は、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。
- (4) 異常気象に遭遇した場合は、監督員に速やかに連絡し、その指示を受けるものとする。

(履行する際の注意事項)

第12条 業務管理責任者は、本仕様書、特記仕様書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 パトロール車の運転手は、道路交通法等関係諸法規を厳守するとともに、常に安全運転に努めなければならない。
- 3 パトロール要員は、住民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことの無いように注意するとともに、住民には親切丁寧に応対すること。
- 4 パトロール要員は業務遂行中、甲が発行する身分証明書を常に携行し、第三者から請求があった時はこれを提示すること。
- 5 業務管理責任者、安全運転管理者およびパトロール要員は、各庁舎で実施する交通安全研修を受講するものとする。
- 6 業務管理責任者は、パトロール要員と連携を密にし、毎日の始業及び終業時に業務の確認を行うものとする。
- 7 業務管理責任者は、パトロール要員と打合せを行い、勤務状況を確認し、指揮・監督を行うものとする。
- 8 毎月1回、業務管理責任者はパトロール車に同乗し、別紙「業務実施状況確認表」により作業内容をチェックして甲に報告すること。また、業務管理責任者は、業務の適正な履行を確保するため、契約書、特記仕様書に基づき、全パトロール要員を対象に、能力の向上、安全管理の徹底

、コンプライアンスの意識の啓発を図るための教育を、毎月1回行うものとする。

(道路パトロール車への受注者名の標示)

第13条 乙は、県が貸与する道路パトロールに使用する車輛に、受注者名を次の要領で標示するものとする。

- (1) 標示方法は、道路パトロール車にマグネット板等を貼付する方法によるものとし、標示する文字形式及び寸法は、原則、図-1のとおりとする。
- (2) 図-1において、幅15cmの白地マグネット板に黒字で標示し、標示内容は、『受注者：○○○○』とし、『○○○○』には受注者名を標示するものとする。
- (3) マグネット板等の貼付にあたっては、車輛の両側側面とし、また、マグネット板等を分割し標示してもよいこととする。



図-1 <文字の形式及び寸法>

(道路パトロール結果の報告等)

第14条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、道路パトロール結果を甲に報告すること。

- (1) 業務の実施結果は、毎日、別に定める報告書に整理すること。
- (2) 報告書は「道路パトロール日誌(様式5)」、「路線別点検表(様式6)」、「異常箇所整理表(様式7)」、「情報提供整理表(様式8)」及び「パトロール実施状況月報(様式10)」とする。
- (3) 緊急を要する道路パトロール結果については、前号の報告を行う前に、電話等で監督員に報告しなければならない。
- (4) 「路線別点検表(様式6)」については、原則として実施日当日に提出すること。これ以外の報告書については、翌日の提出を可能とする。
- (5) 月に1回に頻度で、路線毎のパトロール状況写真(異常なしの写真)を道路パトロール日誌に添付すること。なお、撮影ポイントは毎月変化させること。
- (6) 定期パトロールの報告書は、日常パトロールに準ずるものとする。
ただし、落石危険箇所のパトロールは落石カルテ等によるものとする。

(事故報告)

第15条 乙は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない

ない。

(守秘義務及び情報管理)

第16条 本業務の実施において知り得た情報を第3者に漏らしてはならない。

2 個人情報を取り扱う場合は、情報セキュリティを確保し、データの流出は絶対にあってはならない。

(受注者の責任)

第17条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(業務管理責任者に対する措置請求)

第18条 契約書第7条における業務管理責任者に対する措置要求は、業務管理責任者措置請求書(様式9)により行う。

(その他)

第19条 業務に必要なパソコン関連機器、事務用品は、乙が用意すること。

2 乙が職員のパソコンを使用しないこと。

また、乙が準備し、使用するパソコンからのデータをUSB等外部記憶媒体を介して、甲の使用するパソコンに入出力してはならない。

3 定期的に、パトロール結果、写真等のデータを電子メールまたはウイルスチェックを済ませたCD-Rにて監督員に提出すること。

4 業務の遂行にあたり、設計図書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により定めるものとする。

打 合 せ 記 録 簿

第 回							追番ページ
発注者・印		主任 監督員	現 場 監督員	受注者・印	管理(主任) 技術者	照査技術者	パトロール要員
年 月 日	令和	年	月	日 ()	場 所		
業 務 の 名 称					打 合 せ 方 式		
発 注 機 関 名 担 当 部 署 名					会 社 名 (発 注 者 側)		
出 席 者	発注者側				受 注 者		
(内容)							

- (注) 1.内容欄には、打合せ議事内容を記載すること。
 2.2部作成し、双方で1部ずつ保管すること。
 3.打ち合わせ方式は会議・電話・メール等を記載する。

(様式2)

パトロール計画書 (令和 年度)

(受託者名 印)

1. 業務の実施範囲 平常時パトロール、異常時パトロール (別途甲の指示により実施)、定期パトロール
2. パトロール計画 (平常時パトロール)

巡回コース名	路線数	路線名	パトロール延長km (管理延長 km)	特記事項
①				
②				
③				
④				
⑤				

○経路図を添付すること。

3. 班編成

班名	班長	班員	交代員 (班長)	交代員 (班員)	交代員 (班員)
道路パトロール班					
			交代員 (班長)	交代員 (班員)	交代員 (班員)

(様式3)

組織表及び連絡体制表

委託業務名	
路線名等	
委託業務箇所	
受託者	印

業務管理 責任者	氏名	生年月日	電話番号		資格の 有無
			自宅	携帯電話	
		. . 生			

道路パトロール要員	氏名	生年月日	電話番号		資格・経験 の有無
			自宅	携帯電話	
		. . 生			

資格欄には、道路パトロール業務委託仕様書第4条2項に示す資格の有無を記入すること。資格については、資格証明書の写しを、実務経験についてはパトロール要員経歴書（様式9）を添付すること。

(様式4)

道路パトロール実施計画書 (令和 年 月分)

(受託者名 印)

日	曜日	①コース	②コース	③コース	④コース	⑤コース
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

・パトロールを実施するコース名に○を記入すること。

(様式5)

道路パトロール日誌

(受託者名)

パトロールコース名		実施日		天候	決 済 欄		
		月	日	曜日			
パトロール者氏名				出発時刻	帰着時刻		
印		印		時 分	時 分		
順序	路 線 名	パトロール区間			実 施 時 間	特 記 事 項	
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
緊急連絡					パトロール走行距離km		
(有・無)		(内容) (相手方)					
使用した補修材等		常温合材		凍結防止剤		その他使用資材等	
		袋		袋			

(様式6)

路線別点検表

(受託者名)

パトロールコース名		実施日							
		月 日 曜日							
順序	路線名	点検項目番号 分類一点検内容	場 所 (その他の場合の内容)	時刻	状況及び措置した内容	措置	写真	備考	
1		—		:					
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

注 1 分類一点検内容は別紙「点検項目番号一覧表」を参照のこと。

点検項目番号一覧表

分類番号	点検事項	点検内容	状況・措置した内容
1	路面	1 舗装の段差	延長○m、沈下量○cm
		2 舗装の穴ぼこ	面積○m ² 、補修材料○袋
		3 舗装のひびわれ	延長○m、幅○cm
		4 路面への落石、土砂流出、倒木	大きさ○×○m、体積○m ³ 、本数○本
		5 動物の死がい、ゴミ	個数○匹、個数○個
		6 積雪、凍結	路面状況、凍結防止剤○袋
		7 廃油、薬品等の汚れ	種類状況
		8 その他	状況内容
2	路肩	1 沈下	延長・高さ・幅○m、体積m ³ 、状況
		2 崩壊	延長・高さ・幅○m、体積m ³ 、状況
		3 その他	状況内容
3	法面	1 崩壊・崩土	延長・高さ・幅○m、土砂量○m ³
		2 落石防護施設の破損等	種類、延長○m
		3 落下の恐れのある浮石	高さ、個数、大きさ○×○m
		4 倒木、枯木	本数○本
		5 その他	状況内容
4	排水施設	1 破損	側溝種類、延長○m、状況
		2 側溝蓋	状況内容
		3 側溝、集水枡、排水口の堆積物	原因、延長○m、堆積物○m ³
		4 その他	状況内容
5	擁壁	1 破損	延長・高さ○m、状況
		2 はらみ出し	延長・高さ○m、状況
		3 その他	状況内容
6	交通安全施設	1 ガードレール	種類、状況、延長○m
		2 道路照明灯	種類、状況
		3 視線誘導標	種類、状況
		4 道路標識	種類、状況
		5 区画線	状況、延長○m
		6 道路情報板	種類、状況
		7 カーブミラー	種類、状況
		8 その他	状況内容
7	街路樹・植樹帯	1 街路樹・植樹帯	種類、状況
8	橋梁・横断歩道橋	1 取付部の段差	延長○m、沈下量○cm、状況
		2 上部工	状況
		3 塗装	状況
		4 伸縮目地の破損	延長○m、状況
		5 その他	状況内容
9	トンネル・地下道	1 壁面	状況
		2 照明施設	種類、状況
		3 トンネル内の漏水	状況
		4 非常用施設	種類、状況
		5 その他	状況内容
10	道路管理者の行う工事	1 工事標識	種類、状況
		2 保安施設	種類、状況
		3 路面標示	状況
		4 その他	状況内容
11	道路占用・承認工事	1 工事用標識等	状況
		2 工事状況	状況
		3 その他	状況内容
12	不法占用、禁止行為	1 不法占用	状況
		2 路面汚損	状況
13	その他	1 その他	状況内容

(様式7)

異常箇所整理表

(受託者名)

(写真)

①路線名

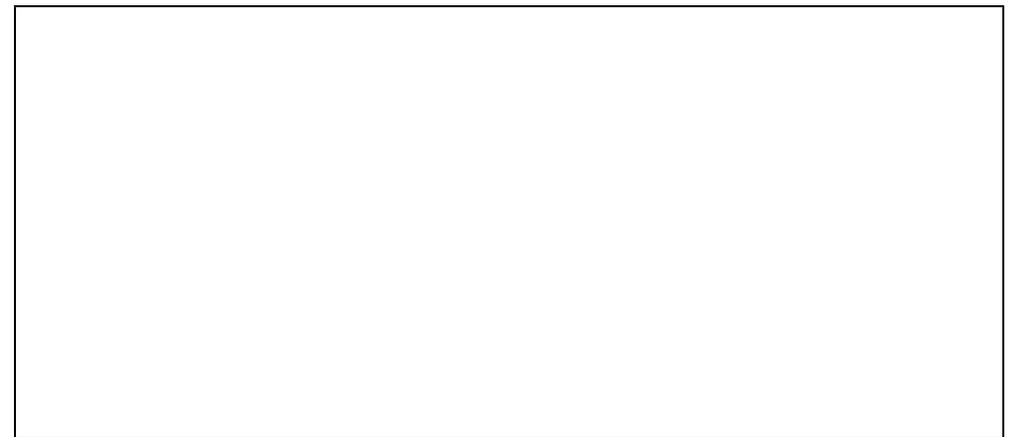
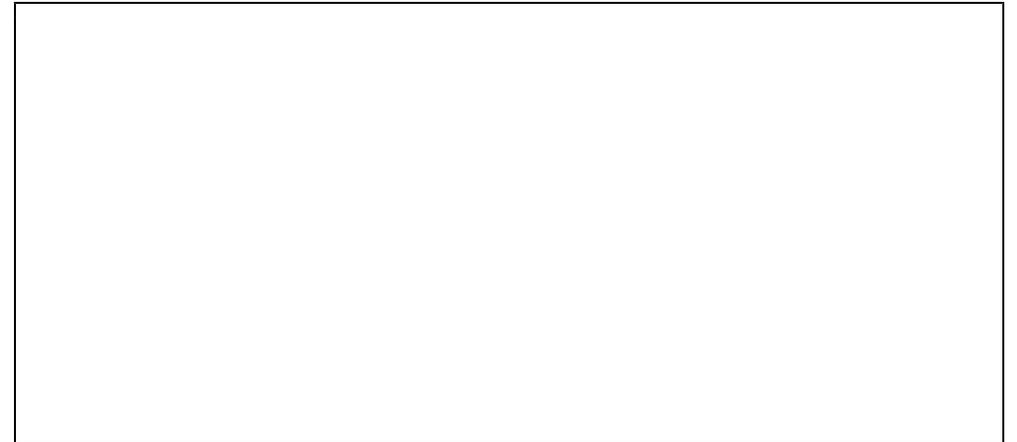
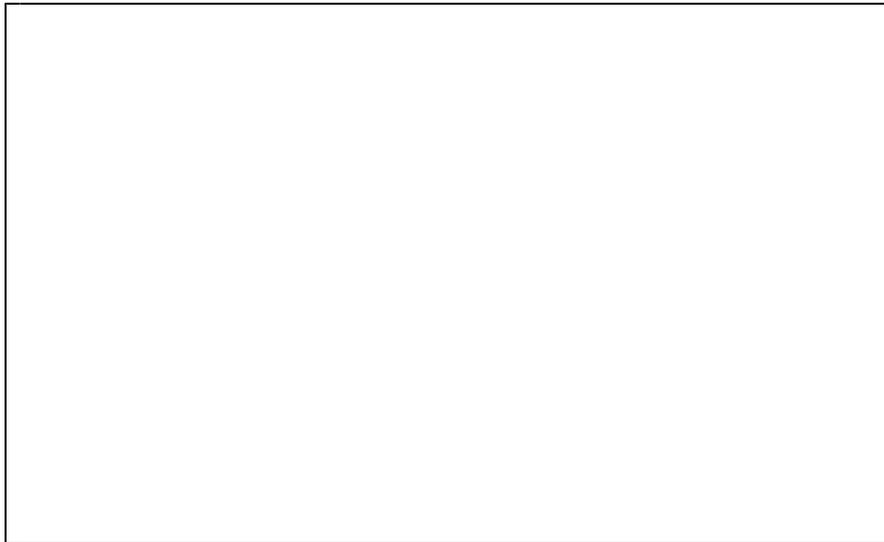
②位置

③発見日時

④点検項目番号

⑤異常の内容

(位置図)



[対応・処理経過の整理]

《この欄は、業務受託者は記入する必要はありません》

(様式8)

情報提供整理表

項目区分	情報の内容	備考
情報の種類	(該当するものを○で囲むこと) ・要望 ・相談 ・苦情 ・その他	
聞き取りの日時	令和 年 月 日 時 分頃	
路線名		
場所		
相手の氏名等	(氏名) (住所) (TEL)	
具体的内容		
対応・処理経過	この欄は、業務受託者が記入する必要はありません。	

・ 要望者等の氏名等は、できる範囲で記入すること。

(様式9)

業務管理責任者措置請求書

受注者（発注者） 殿

発注者（受注者）

委託業務名

上記委託業務にかかる次の関係者は、その業務の実施につき著しく不相当と認められるので、必要な措置をとるべきことを請求する。

措置請求をする 委託関係者の契約上 の地位及び氏名	
必要な措置の内容	
措置請求をする理由	

注1 業務の実施につき著しく不相当と認められる場合は、パトロール員等の変更を求めるものとする。

業務名：

受託者

道路パトロール 業務実施状況確認表

実施日	令和 年 月 日	天候		ルート		班員		業務	印
確認者	印			番号				管 理	
確認事項							確認欄	備 考	
							(○・×)		
作業前	健康状態の確認								
	作業内容・パトロールルートの確認								
	安全作業・安全運転の誓い								
	その他								
作業中	特記仕様書に基づき確実に業務を実施したか								
	異常発見時に適切な対応をしたか								
	記録（写真を含む）を正確にとったか								
	路上では安全確保を行い作業を行ったか								
	関係する住民には丁寧に対応したか								
	道路交通法等関係法規を遵守し、常に安全運転に努めたか								
	その他								
作業後	作業報告の確認								
	体調管理など規則的な生活習慣の指導								
	車両の清掃および整理整頓								
	その他								